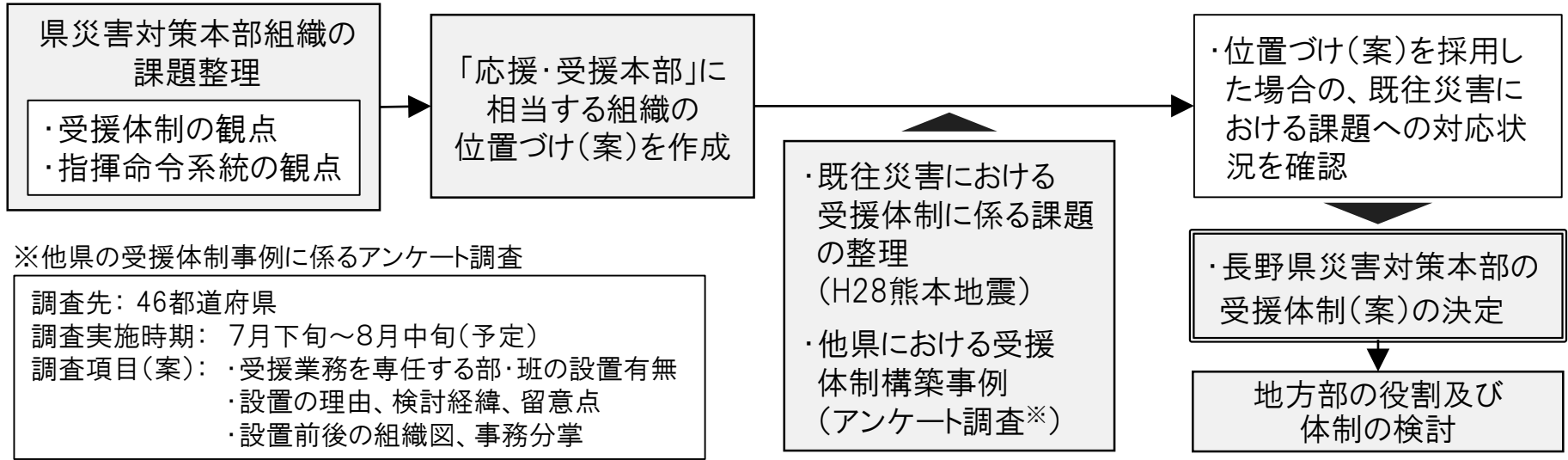


県災害対策本部の受援体制の検討の流れ(案)

- 県災害対策本部組織の現状と課題を受援体制、指揮命令系統の観点から整理
 - 県災害対策本部室における「応援・受援本部」に相当する組織の位置づけ(案)を作成
 - 既往災害における受援体制の課題や、他県における受援体制の構築事例から留意点を整理
 - 位置づけ(案)を採用した場合の、既往災害における課題への対応状況を確認
 - 地方部の災害時の役割及び体制について検討
- ⇒長野県災害対策本部の受援体制(案)を決定**

■検討フロー(案)



■工程表

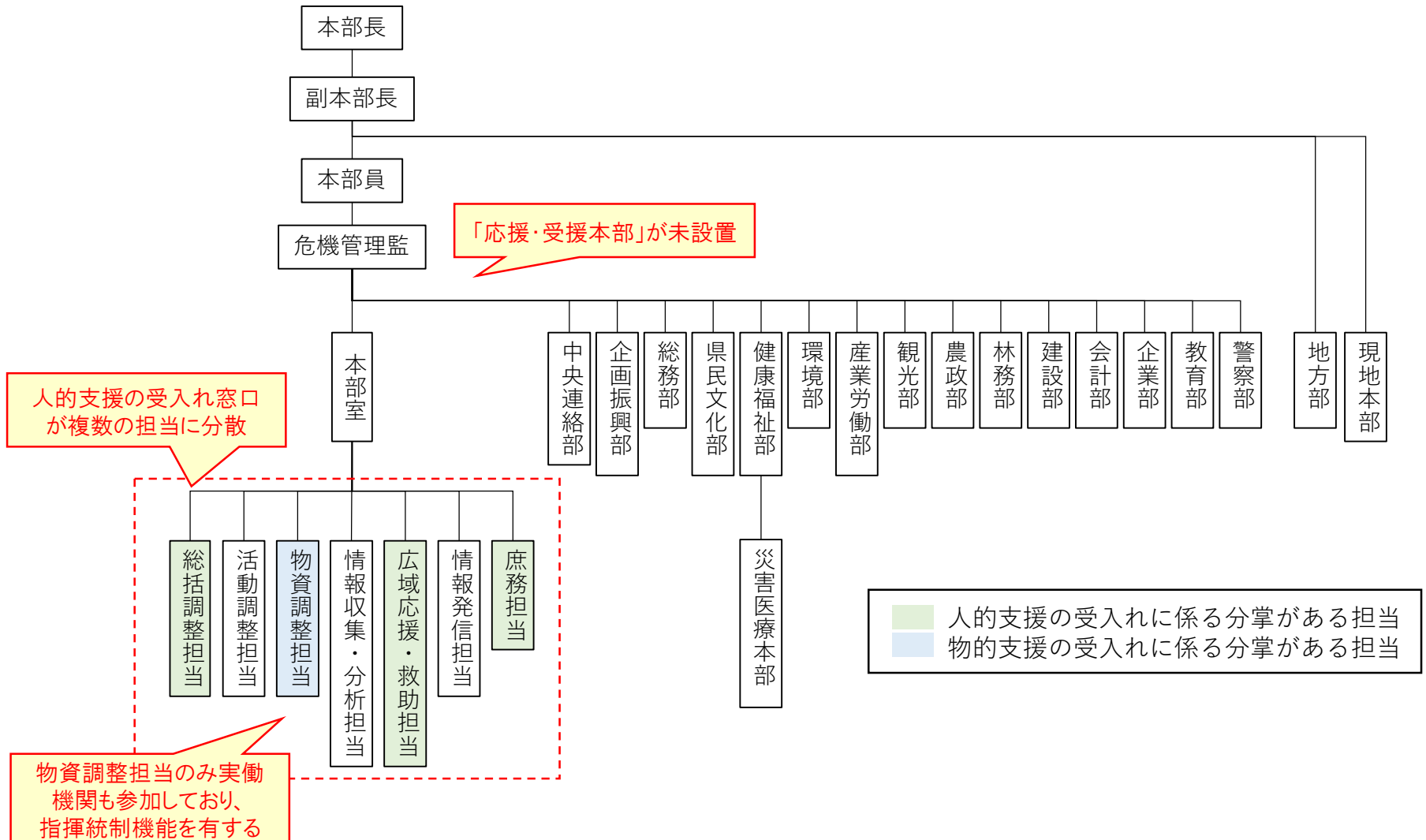
★ 専門部会
➡ 事務局による検討
◆ 検討委員会

		平成30年度												
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
工程	★		事前説明	★	専門部会①			専門部会②	★		専門部会③	★	文書開催	★
	➡	現状と課題の整理 「応援・受援本部」 位置づけ(案)		事例に基づく課題・留意点の整理 長野県災害対策本部の受援体制(案)			地方部の役割・体制検討							
	◆			◆	◆					◆		◆	◆	
				第1回 検討委員会		第2回 検討委員会				第3回 検討委員会		第4回 検討委員会		

長野県災害対策本部組織における現状と課題

- 現行の災害対策本部には、内閣府ガイドラインによる「応援・受援本部」に相当する組織が設置されていない。
- 現行の災害対策本部室の複数の担当に、「応援・受援本部」の分掌が分散している。
- 物資調整担当のみ、実働機関(県トラック協会、県倉庫協会等)の参画を得ており、現場までの指揮統制機能を有している。

■現行の長野県災害対策本部組織と課題



本県における被災時の「応援・受援本部」の主な機能

- 本県における被災時の「応援・受援本部」の主な機能は、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(平成29年3月、内閣府)の記載に準じるものとする。
- 人的・物的支援の「受援窓口」担当は下記1、2、3、5の機能を、「支援調整」担当は4の機能を担うものとする。

「応援・受援本部」の主な機能	「受援窓口」担当の機能	「支援調整」担当の機能
1. 受援に関する状況把握・とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村の人的・物的資源に関する受援ニーズを把握し、とりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か） 被災市町村の人的・物的資源に関する受援状況を把握し、とりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援を受けているか） 	○	
2. 応援に関する状況把握・とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体や関係機関からの応援申し出(応援可能性)を把握し、とりまとめる 地方公共団体や関係機関からの応援状況を把握し、とりまとめる 	○	
3. 応援・受援調整及び調整会議の実施 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体や関係機関と調整する 被災市町村と調整する調整会議を開催・運営する(庁内各班/課、応援側リエゾン) 地方公共団体や関係機関からの応援状況を把握し、とりまとめる 	○	
4. 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握・とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村の業務支援のための庁内職員の応援に関して調整する 県内の被災していない市町村と応援職員に関して調整する 被災市町村向け庁内応援の把握・とりまとめ(被災県への応援も含む) 		○
5. 資源の調達・管理 <ul style="list-style-type: none"> 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する 被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる 今後、必要となる人的・物的資源を要請する 応援受援管理帳票を作成し、資源管理を行う 	○	

受援体制に関する役割分担

- 本県における災害対策本部組織の構築の経緯や、組織の現状を踏まえ、受援体制に対する役割分担を以下に整理する。
- 「応援・受援本部」に相当する組織の位置づけについて、「考え方」に基づき代替案を評価する(⇒資料1-2)。

【本県における物的支援受入れ体制の背景と現状】

- ・ 長野県では、平成16年の新潟県中越地震の発生を契機に、支援物資の受入れ体制の充実を図ってきた。
- ・ 発災時には、災害対策本部室 物資調整担当に物流関係機関(長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会)の参画を要請し、物資輸送に関する調整を実施することとして、地域防災計画に位置づけている。
- ・ 支援物資の受入れは、高度な専門知識を要する災害時業務の一つであり、物資調整担当においてニーズの把握から調整まで一貫して実施してきた。

⇒ 受援体制に関する役割分担

- ① 「物的支援受入れ」と「人的支援受入れ」は、別担当とすることは可能
- ② 「物的支援窓口」と「物的支援調整」は、同一担当とすることは可能

【本県における人的支援受入れ体制の背景と現状】

- ・ 本県では、広域受援計画基本構想において、災害時における16の業務を対象に人的支援を受け入れることとした。
- ・ 大規模災害時に県内の多数の市町村が被災した場合、人的支援ニーズの把握のみでも、窓口としての膨大な業務量の発生が想定される。
- ・ 人的支援調整においては、一般行政職員のほか、専門職の受入れについても調整を実施することから、関係課の協力が不可欠である。

⇒ 受援体制に関する役割分担

- ③ 「人的支援窓口」と「人的支援調整」は、別担当とすることは可能

(参考)平成28年熊本地震における受援上の課題

■被災県における課題

- 県内に一体何人の応援がどのような業務で入っているかわからない。
- 被災市町村によっては、どのように応援を頼んでよいかわからず、**応援要請が滞っている**ことに気付くのが遅れた。
- 被災県の災害対策本部において、被災市町村業務の滞りに対し、**機動的に人的・物的支援を配置**することができなかった。
- 国や関係機関からの**応援・受援に関する状況調査**について、迅速に対応できなかった。

■応援県、応援市町村、関係機関における課題

- 被災市町村に、**連絡がつかない**。
- **被災市町村が業務に追われており、応援の申し入れに対応できない**ため、応援に入れなかった。
- **カウンターパート方式**の支援の枠組み(ブロック知事会単位、都道府県独自など)と役割分担が明確でなかった。

■応援調整に係る課題

- 県庁内に**応援県や関係機関のリエゾン**(派遣された連絡調整者)が駐在していたが、関係各班・課との会議の機会がなく、応援受援に関する**連携・調整ができなかった**。そのため、被災市町村の負担軽減につながらなかった。
- 被災市町村に受援ノウハウがなく、必要人数が精査されないまま職員が派遣されたため、**派遣人数・期間にミス**マッチが生じた。

■庁内調整に係る課題

- **被災市町村への県職員の派遣**について、人事課や市町村課任せになってしまい、**外部からの応援との調整がうまくできなかった**。
- 県における各班/課において、どのくらい**県の業務**に対し、**応援を受け入れているか把握できず、全体調整が効率的にいかない**。

出典)地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(平成29年3月、内閣府(防災担当))に加筆